

## 一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日 ～ 2027年3月31日

### 2. 当社の課題

- ・女性社員が管理職を望まない
- ・有給休暇の取得は、職員によってまちまちとなっている為、全体の取得率を上げ、心身共にリフレッシュした状況で業務に従事してほしい。

### 3. 目標と取組内容・実施時期

目標1 管理職に占める女性労働者の割合を30%以上とする。

(実施時期・取組内容)

2022年 6月～ 事業推進・適正化会議（管理職会議）に、次世代の職員（係長）も参加を進める。

目標2 有給休暇の取得率を70%以上とする。

(実施時期・取組内容)

2022年 4月～ ミーティング等の際に有給休暇の取得の促進について話をし、取得しやすい条件等について協議する。

目標3 男性の育児目的休暇の取得を促進する。

(実施時期・取組内容)

2022年 4月～ 小学校就学の始期に達するまでの子の養育の為、当該子が1人の場合は、1年間3日、2人以上の場合は1年間6日の育児目的休暇の男性職員の取得を進める。

目標4 短時間勤務制度の周知を進める。

(実施時期・取組内容)

2022年 4月～ 育児等の事情により、短時間の勤務（1週間の就業時間が25時間以上35時間以下）を望む職員に対して、短時間正職員の制度を活用することを進め、育児等による離職を防ぐことを目的とする。